

【意見提出用紙】

新潟市営住宅条例・施行規則の一部改正（案）に対する意見書

ふりがな	
氏名（必須）	
住所（必須）	〒
連絡先（必須） （いずれか一つ ご記入ください）	・電話番号 / ファックス番号 / 電子メールアドレス ()
区分	市内にお住まいでない方は、該当する区分をご選択ください（必須） <input type="checkbox"/> 市内在勤 / 市内在学 (名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 利害関係者 (利害関係：(必須))
意見か所	意見内容（必須）
【資料名や見出し、項目名などをご記入ください】	【具体的に修正文の形で、修正の理由もご記入ください】

※本形式以外においても、必須事項が記載されていれば意見書として提出可能です。

※ご意見は日本語でお願いいたします。電話でのご意見は原則としてお受けできません。

●提出期限 **平成24年 8月16日（木）必着**

●提出方法

- ・郵送 〒951-8550（住所不要）新潟市 建築部 住環境政策課
- ・ファックス 025-229-5190（この用紙をそのままご利用いただけます）
- ・電子メール jukankyo@city.niigata.lg.jp（任意様式に必須事項をご記入ください）
- ・直接 建築部 住環境政策課 公共住宅管理係（市役所第一分館5階）、
各区役所地域課、市政情報室（市役所本館1階）

裏面もご確認ください

市民からのご意見の募集

■以下の場所で配布・閲覧を行っています。

- ◇本市ホームページ（トップページ > くらし・手続き > 市民活動・市民参加 > パブリックコメント）
（<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/pulic/index.html>）
- ◇市政情報室（市役所本館1階）
- ◇各区役所（設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください。）
- ◇建築部住環境政策課（市役所 第1分館 5階）

■ご意見の募集期間

平成24年 7月17日（火）～平成24年 8月16日（木）

■ご提出方法

- ・提出方法：郵送，ファックス，電子メール，または窓口へ直接ご提出ください。

- ①郵便…〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 建築部 住環境政策課
- ②ファックス…025-229-5190
- ③電子メール…jukankyo@city.niigata.lg.jp
- ④直接…建築部 住環境政策課（市役所 第1分館 5階）
各区役所地域課，市政情報室（市役所本館1階）

- ・意見書に住所・氏名（法人その他の団体にあつては，所在地・名称・代表者の氏名），電話番号（ファックス番号，メールアドレス等）を必ず明記してください。
- ・ご意見は日本語でご提出ください。
- ・締切日までに到着しなかった場合は，無効とさせていただきます。
- ・電話でのご意見はお受けできません。

■ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・この手続により収集した個人情報については，「新潟市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。
- ・提出されたご意見は，その概要等を公表します。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしませんので，あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ

新潟市 建築部住環境政策課（市役所 第1分館 5階）
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電 話：025-226-2817（直通） F A X：025-229-5190
電子メール：jukankyo@city.niigata.lg.jp